		第四条第一項第五号
科目が主要な記録項目でない国税関係帳簿にあっては、勘定科目を除く。）	国税関係帳簿の	当該国税関係帳簿に係る国税の国税通則法第二条第七号（定義）に規定する法定申告期限（当該法定申告期限のない国税に係る国税関係帳簿については、当該国税の同条第八号に規定する法定納期限）後三年を経過する日までの間（当該保存義務者が当該国税関係帳簿に係る国税の納税者（同条第五号に規定する納税者をいう。）でない場合には、当該保存義務者が当該納税者であるとした場合における当該期間に相当する期間）
	関税関係帳簿の	三年を経過する日までの間

第四条第二項		第四条第三項及び第四項	第四条第三項第一号		第四条第三項第一号及び第七条
法第五条第二項	国税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付及び勘定科目（勘定科目が主要な記録項目でない国税関係帳簿にあっては、勘定科目を除く。）	法第五条第三項	国税関係帳簿書類の全部	国税関係帳簿書類の保存	法第九条
関税法第七条の九第二項において準用する法第五条第二項	輸入の許可の年月日	関税法第七条の九第二項において準用する法第五条第三項	関税関係帳簿（関税関係帳簿又は関税関係書類をいう。以下同じ。）の全部	関税関係帳簿の保存	関税法第七条の九第二項において準用する法第九条
				国税関係帳簿書類に	
				関税関係帳簿書類に	